

事 務 連 絡
令和2年3月25日

別記 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起
の周知について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において、また、社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルスの集団発生防止については、「社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」の周知について」（令和2年3月9日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか事務連絡）等において、お示ししてきたところです。

社会福祉施設等の職員が新型コロナウイルスに感染する事例が報告されており、また「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）が公表され、その中でも、「高齢者や持病のある方に接する機会のある、医療、介護、福祉ならびに一般の事業者で働く人は一層の感染対策を行うことが求められます。発熱や感冒症状の確認ならびに、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対応が当分の間求められます。これまでの国内外の感染例でも、家庭内での感染の拡大はよくみられています。同居の家族、特に、そのご家庭の高齢者を訪問される際には、十分な体調確認を行った上で、高齢者の方と接していただくようにしてください。」とされたところです。

今般、厚生労働省では、「社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について」（令和2年3月25日付厚生労働省

子ども家庭局総務課少子化総合対策室他連名事務連絡）を都道府県等に対して発出し、新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために周知を図っているところです。

社会福祉施設等において感染拡大の防止を図る観点からは、職員においても、職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要です。

貴会におかれましては、別紙の内容についてご了解いただくとともに、会員各位に対し、ご周知いただきますようお願いいたします。

【別紙】

「社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について」（令和2年3月25日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室他連名事務連絡）

(別記)

公益社団法人 全国老人保健施設協会

一般社団法人 日本慢性期医療協会

日本介護医療院協会

公益社団法人 日本看護協会

公益財団法人 日本訪問看護財団

一般社団法人 全国訪問看護事業協会

一般社団法人 全国デイ・ケア協会

一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会

一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会

一般社団法人 日本言語聴覚士協会

一般社団法人 日本作業療法士協会

公益社団法人 日本理学療法士協会

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 25 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起
の周知について

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応については、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての医療機関、社会福祉施設等の対応について」（令和 2 年 2 月 28 日付厚生労働省医政局ほか事務連絡）、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 3 月 6 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）等において、お示ししてきたところである。

また、社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルスの集団発生防止については、「社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」の周知について」（令和 2 年 3 月 9 日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか事務連絡）等において、お示ししてきたところである。

社会福祉施設等の職員が新型コロナウイルスに感染する事例が報告されており、また今般「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020 年 3 月

19 日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）が公表され、その中でも、「高齢者や持病のある方に接する機会のある、医療、介護、福祉ならびに一般の事業者で働く人は一層の感染対策を行うことが求められます。発熱や感冒症状の確認ならびに、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対応が当分の間求められます。これまでの国内外の感染例でも、家庭内での感染の拡大はよくみられています。同居の家族、特に、そのご家庭の高齢者を訪問される際には、十分な体調確認を行った上で、高齢者の方と接していただくようにしてください。」とされたところである。

集団感染の共通点は、特に、「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発生をする密接場面」とされており、社会福祉施設等の職員においては、別紙「「密」を避けて外出しましょう！」も踏まえ、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底いただけるよう、管内の社会福祉施設等に対する周知をお願いするとともに、都道府県においては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いしたい。

(別紙)

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします



を避けて
外出しましょう!



①換気の悪い
密閉空間



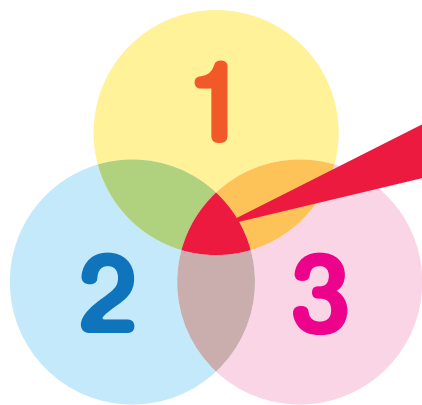
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。

